

未就学児をもつ保育士に 対する保育料の一部貸付の 手引き

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

問い合わせ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

福祉資金部

〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港4-3

千葉県社会福祉センター2F

TEL. 043-244-2945 FAX. 043-245-9338

※申請後に、申請内容について上記電話番号等からお問い合わせする場合があります。

目 次

1	未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について	1
	(1) 目的	
	(2) 実施主体	
	(3) 貸付対象者	
	(4) 貸付金額及び期間	
	(5) 申込期限	
	(6) 貸付利子	
	(7) 貸付金の交付	
	(8) 保育料の変更	
	(9) 返還免除	
	(10) 返還猶予	
	(11) 返還	
2	申請手続き等について	3
	(1) 貸付けの申込み	
	(2) 申請書類	
	(3) 未成年者の申込み	
	(4) 連帯保証人	
	(5) 貸付申込書記入上の注意	
3	貸付申請から資金交付までの流れ	5
4	貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）	6
5	貸付金を返還することになった場合の手続き	7
6	届出義務・提出書類	8
7	よくある質問	9
8	返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設	12
9	様式一覧	14

1 未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付について

(1) 目的

未就学児をもつ保育士に対し、子どもの保育所等の利用に係る保育料の一部貸付を行い、復職を支援することにより、保育人材の確保を図ることを目的とします。

(2) 実施主体

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）

(3) 貸付対象者

以下の全てを満たす方を貸付対象者としています。

- ①未就学児をもつ保育士の方
 - ②子どもの保育所、認定子ども園、幼稚園等への入所が決定している方
 - ③県内の保育所等に新たに勤務する方または、産後休暇・育児休業から復帰する方
（ただし、千葉市の施設を除く）
 - ④保育士として週20時間以上勤務する方
 - ⑤2年間継続して県内の保育所等で保育士業務に従事する意思のある方
 - ⑥他の都道府県での保育料の一部貸付を受けていない方
- *勤務先については、12～13ページの一覧を参照してください。

(4) 貸付金額及び期間

- ①貸付金額は、子どもの月額保育料の半額または27,000円のいずれか低い額となります。
- ②貸付期間は、就職・復職した月から最長12か月分となります。

(5) 申込期限

就職・復職された月の翌月末日までにお申し込みください。（必着）

それ以降にお申し込みいただいた場合には、申請（書類到着）月分からの貸付けとなります。

- （例）①4月1日に就職・復職をして、5月10日に申請（書類到着）した場合
→4月分から翌年3月分までの12か月分が貸付期間となります。
- ②4月1日に就職・復職をして、6月15日に申請（書類到着）した場合
→6月分から翌年3月分までの10か月分が貸付期間となります。

(6) 貸付利子

貸付利子は無利子です。

(7) 貸付金の交付

交付は原則年2回となります。

保育料が毎年4月と9月に変更されることから、原則として、4月分から8月分と

9月分から翌年3月分にそれぞれ分けて貸付金を交付します。

ただし、年度途中で就職・復職された場合、交付が3回になる場合があります。

(8) 保育料の変更

4月と9月に保育料が変更されることから、保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）をその都度ご提出いただきます。

なお、保育料の変更の有無に関わらず、次の書類を送付していただきます。

<保育料が変わらない方>

- ・保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）

<保育料が変更となった方>

- ・保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）
- ・貸付契約事項変更届（第13号様式）

*各書類をご提出いただいた後、県社協から「貸付変更決定通知書」を送付します。増額となった方は、借用証書を併せて送付しますので、後日ご提出いただきます。この場合、あらためて借受人・連帯保証人の印鑑登録証明書の添付が必要になります。

(9) 返還免除

借入後、2年間引き続き県内（千葉市内を含む）の保育所等において保育士業務に従事した場合、申請により貸付金の返還が免除されます。

(10) 返還猶予

返還免除に至るまでの間、次の条件に該当する場合に返還猶予を申請してください。

- ①県内（千葉市内を含む）の保育所等で保育士業務に従事しているとき
- ②災害、疾病、負傷等やむを得ない事由により、返還債務の履行ができないと認められるとき

*保育所等を離職し、求職活動をしている場合や、妊娠・出産に伴い離職した場合は、やむを得ない事由として、一定期間の返還猶予が可能です。

(11) 返還

返還免除の要件に該当しない場合は、全額返還となります。

返還方法 返還事由が生じた月の翌月から、貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間内に一括または月賦、半年賦、年賦の均等払いで返還をしていただきます。

(例) 貸付期間 10ヶ月

貸付額 27,000円×10ヶ月=270,000円

この場合、返還しなければならない月から20ヶ月以内に貸付額を返還しなければなりません。

延滞利子 返還期間内に貸付金が返還されない場合は、延滞元金に対し年5.0%の延滞利子を徴収します。

2 申請手続き等について

(1) 貸付けの申込み

申込書と下記必要書類を揃えて郵送またはご持参にて県社協へお申込みください。
千葉県保育料の一部貸付申込書（第1号様式）

①申請者・連帯保証人共通

- ・住民票（世帯全員分の記載があるもの）＊
＊申請者と連帯保証人が同一世帯の場合は1通のみ。（別世帯の場合は連帯保証人のみ1通）
- ・顔写真つき身分証明書の写し（運転免許証・パスポート等）
- ・「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱いについて（別紙2）

②申請者のみ

- ・保育料が確認できる書類（保育料決定通知書の写し等）
- ・従事先施設の在職証明書（別紙1）＊
- ・保育士証の写し
＊氏名が旧姓の場合、まずは旧姓分を申込書へ添付の上ご提出ください。
その際にお手数でも、保育士の登録事務処理センターへ改姓手続きの上、後日変更された保育士証の写しを提出してください。

③連帯保証人のみ

- ・直近の所得金額を証する書類（確定申告書（控）の写し、源泉徴収票の写し等）

④対象者のみ

- ・在留カードの写し（表・裏）（日本国籍を有していない申請者・連帯保証人）

(2) 申請書類

貸付申込書は千葉県社会福祉協議会ホームページからダウンロードし、入手してください。

千葉県社会福祉協議会（千葉県福祉人材センター）

<http://www.chibakenshakyo.com/>

[トップページ] ⇒ [県民の皆様へ] ⇒ [福祉資金の貸付] ⇒ [保育士修学資金等貸付] ⇒ [千葉県福祉人材センター Home page 保育士修学資金等貸付事業] ⇒ [保育料一部貸付]

(4) 連帯保証人

連帯保証人が **1名必要です。**

- ①おおよそ年収150万円以上有する方
- ②申請時に75歳以下の方
- ③県社協が実施する資金（就職準備金は除く）の借受人及び連帯保証人になっていない方
- ④連帯保証人は、貸付を受けた者（申請者）と連帯して債務を負担するものとしていすので、貸付金を返還していただくことがあります。
無収入の方や生活保護受給者等保証能力のない方は連帯保証人にはなれません。

(5) 貸付申込書記入上の注意

- ①訂正がある場合には、修正テープを使用せずに訂正箇所に二重線を引いて、訂正印をしてください。
- ②消せるボールペンで書かれた申請書は受付できません。再度書き直しをしていただくこととなります
- ③申込書に必要な書類の添付漏れまたは記入漏れがある場合には、貸付けの可否を判断することができませんので、必ずすべて書類を揃え、かつ、すべての項目を御記入ください。記入漏れがある場合や必要書類の添付漏れがある場合は、申請書を受理できませんので御注意ください。

3 貸付申請から資金交付までの流れ

貸付申請

千葉県保育料の一部貸付申込書（第1号様式）に必要書類を添付し県社協に提出してください。



審査及び貸付決定

- (1) 県社協が貸付けの可否を決定します。
- (2) 貸付けの可否を申請者に通知します。
 - ①貸付決定の場合：千葉県保育料の一部貸付承認（不承認）決定通知書（第2号様式）と借用証書を送付
 - ②貸付不承認の場合：千葉県保育料の一部貸付承認（不承認）決定通知書（第2号様式）



以下は貸付決定の場合

契 約

貸付決定者は以下の書類を、速やかに県社協に提出してください。

- ①千葉県保育料の一部貸付借用証書（第7号様式）
- ②印鑑登録証明書（借受人、連帯保証人それぞれ）
- ③振込口座（本人名義の口座）の情報がわかるもの（通帳など）の写し



資金の交付

借用証書に記載された口座に貸付金を送金します（分割交付）。

4 貸付後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

借受人が2年間引き続き県の区域内の従事先施設において保育士業務に従事した場合には、申請により貸付けした資金の返還が免除されます。

なお、結果的に週20時間以上の勤務時間を満たしていない場合には返還となります。

返還猶予申請 ※貸付けを受けた方全員の提出が必要です。

貸付金交付終了後、以下の書類を県社協に提出してください。

- ①千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書（第9号様式）
- ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第16号様式）
（パート・アルバイトとして勤務した方は従事日数内訳書の提出が必要）

*平成30年4月～31年3月に貸付けされた場合、31年4月に提出してください
平成31年4月～32年3月に貸付けされた場合、32年4月に提出してください



返還猶予決定

県社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に通知します。

- ・千葉県保育料の一部貸付返還猶予承認（不承認）通知書（第10号様式）



保育士業務に従事

返還猶予期間中は、毎年4月に業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第16号様式）を県社協に提出していただきます。



返還免除申請

2年間引き続き千葉県内において保育士業務に従事した場合は、返還免除の対象になります。返還免除に係る書類を県社協に提出してください。

- ①千葉県保育料の一部貸付返還免除申請書（第11号様式）
- ②業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）（第16号様式）



返還免除決定

県社協から返還免除の可否を借受人に通知します。

- ・千葉県保育料の一部貸付返還免除承認（不承認）通知書（第12号様式）
- 返還免除が決定された場合は、借用証書及び印鑑登録証明書を借受人と連帯保証人に返還します。

5 貸付金を返還することになった場合の手続き

保育所等を退職し、県内の別の保育所に改めて勤務しなかった場合などには、貸付金のすべてを返還していただくことになります。

返還に該当すると思われる場合は、まず県社協に連絡してください。

返還の申請

(1) 県社協へ千葉県保育料の一部貸付返還計画書（第8号様式）を提出してください。

* 貸付期間中に離職等により返還となる場合には、停止・再開・辞退等届（第3号様式）を併せて提出してください。



返 還

(1) 県社協から返還決定通知を送付します。

(2) 返還決定通知に記載された金融機関口座へ、決定した返還方法で返還してください。



返還完了

(1) 返還完了となった場合には、借受人と連帯保証人に借用証書と印鑑登録証明書を返却します。

各書類の提出タイミング例

(提出時期)

(提出書類)

貸付期間終了後

- ①千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書(第9号様式)
- ②業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)
(第16号様式)

貸付開始から2年後

(継続継続している場合)

- ①千葉県保育料の一部貸付返還免除申請書(第11号様式)
- ②業務従事届 (現況報告書・業務従事期間証明書)
(第16号様式)

※貸付後に他の保育業務等に転職された場合には下記書類の提出が必要です。

なお、他業種に転職された場合は返還となります。

- ①貸付契約変更届 (従事先変更分)
- ②業務従事届 (転職前後の保育施設等)

6 届出義務・提出書類

次のいずれかに該当する場合には借受人（借受人が死亡した場合は連帯保証人）が、速やかに県社協に必要書類を提出してください。

借受人は、返還を免除されるか、返還を完了するまで、いろいろな届出等を行う必要があります。

(1) 借受人または連帯保証人の住所・氏名の変更や、保育料の変更があったとき

提出書類名	様式番号	事由
貸付契約事項変更届	第13号	借受人または連帯保証人の住所又は氏名を変更するとき 期間途中で保育料の変更があったとき

(2) 貸付けを受けた方が返還猶予を申請するとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書	第9号	保育士業務に従事しているとき やむを得ない事由により、業務に従事できないまたは返還ができないとき
業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）第16号も併せて提出してください。		

(3) 貸付けを受けた方が保育士業務を2年間従事したとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育料の一部貸付返還免除申請書	第11号	保育士業務を2年間従事したとき
業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）第16号も併せて提出してください。		

(4) 貸付期間内に辞退または退職、休職するとき

提出書類名	様式番号	事由
停止・再開・辞退等届	第3号	貸付けの停止をするとき 貸付けを再開するとき 貸付けを辞退するとき

(5) 県内で保育士業務に従事しなくなったとき

提出書類名	様式番号	事由
千葉県保育料の一部貸付返還計画書	第8号	貸付金を返還するとき

よくある質問

(1) 申請について

Q 1 保育料とは具体的に何を指しますか。

A 自治体から通知された「保育料決定通知書」に記載された額になります。
直接契約の場合は、契約書に記載された額となります。

Q 2 子どもが幼稚園に通っているのですが、貸付けの対象になりますか。

A 幼稚園の場合は、保育料の部分のみ対象となり、給食代や送迎代などは対象となりません。延長保育を活用している場合は、原則利用料が定額の場合のみ対象となります。利用回数がまちまちで、月々の利用料が変動する場合には対象とすることができませんので、ご注意ください。

Q 3 毎週月曜日から金曜日まで、午後1時から午後5時までパートで保育士として働いていますが、貸付けは受けられますか。

A 週20時間以上保育士として就労していることが必要です。この場合は時間的な要件は満たします。週20時間就労していることの証明が必要です。
また、雇用形態は問いません。
貸付後に週20時間未満の就労をしている場合には返還となりますのでご注意ください。

***パート・アルバイト勤務の方は、原則月80時間以上就労が必要です。**

Q 4 保育士として就労を始めてから5か月が経過しました。今からでも申し込みますか。

A 申し込みは可能です。ただし、2か月を過ぎてからの申請については、書類の到着した月が貸付けの開始月となるため、期間が短縮されます。
(例) ①平成30年4月就労開始→5月受付→12か月分の貸付けが可能
②平成30年4月就労開始→8月受付→8月から3月までの8か月分の貸付けが可能

Q 5 保育料の一部貸付と就職準備金は同時に申請できますか。

A 貸付けの条件を満たし、就労開始後2か月以内であれば、同時に申請できます。

Q 6 申請書を書き間違えてしまいました。すべて書き直す必要がありますか。

A 間違えた個所に二重線を引いて、その上に訂正印を押していただければ構いません。訂正箇所が多く、見づらくなってしまう場合は、お手数ですが書き直しをお願いします。

(2) 貸付額について

Q 1 子ども 2 人が保育園に通っています。2 人分の貸付けは受けられますか。

A 2 人分を対象とすることはできますが、保育士 1 人に対しての貸付けであるため、子ども 2 人分の保育料を合算し、その半額（上限 27,000 円）が貸付対象となります。
なお、貸付金は 100 円単位で行っているため、100 円未満は切り捨てとなります。

Q 2 貸付途中で保育料が変更となった場合、貸付額は変更されますか。

A 保育料のわかる書類（保育料決定通知書の写しなど）と貸付契約事項変更届を送付していただいた上で、貸付額を変更します。
原則的として 4 月と 9 月の保育料変更時期に貸付中の全員の方から、保育料の確認ができる書類を提出していただきます。また、預け先の保育園の転園等の理由により保育料が変更となった場合には、その都度県社協へご連絡ください。
なお、保育料が増額された場合には、あらためて借用証書の取り交わしが必要となります。

(3) 貸付契約について

Q 1 借用証書に印鑑登録証明書を添付する必要がありますが、印鑑登録をしていません。手持ちの印鑑を使っても構わないですか。

A 貸付の契約にあたっては、印鑑登録証明書の提出は必須になります。お手数ですが、市町村役場にて印鑑登録を行っていただき、証明書を発行してください。

Q 2 貸付金の振込先を借受人以外の金融機関口座にしたいのですが、可能ですか。

A 貸付金の振込先は借受人ご本人の口座のみとさせていただきます。口座をお持ちでない場合には、金融機関にて口座を開設していただき、手続きを行ってください。

(4) 貸付後の手続きについて

Q 1 妊娠したことにより、産休・育休に入ることになりました。貸付金は返還しなければなりませんか。

A 産休・育休を要件に、返還猶予申請が可能です。復職後、継続して勤務し、休職前と併せて2年間保育士業務に従事することで貸付金は返還免除となります。

Q 2 2年間勤務する間に、離職や転職した場合、貸付金は返還しなければいけませんか。

A 県内の保育園等で勤務することになった場合は、転職後の勤務と併せて累計で2年間働くことで返還免除となります。離職後、しばらく求職活動をされる場合は、原則1年間の返還猶予を行うことができます。県外で働く場合や保育士として勤務する意思がなくなった場合には、返還となります。

Q 3 返還になって月々返していく間に、まとめて返還することは可能ですか。

A まとめて返還していただいて差し支えありません。貸付金が返還完了となった際には、県社協から返還完了の通知と併せて、借用証書と印鑑登録証明書を返却いたします。

返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等	施設等種別
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設
		肢体不自由児施設「整肢療護園」
		重度心身障害施設「むらさき愛育園」
県内施設	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
	第6条の2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
	第7条	保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
	第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	第18条の6	指定保育士養成施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア 第59条の2の規定により届出をした施設 イ アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設 ウ 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 エ 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務または同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であって第34条の15第1項の事業及び同法条第2項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
		小規模保育事業
		居宅訪問型保育事業
		事業所内保育事業
	第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
	第6条の3第2項に規定され、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業	

県内施設	学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	子ども・子育て支援法	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業	「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を実施する施設

様式一覧

様式番号	様式名
第1号様式	千葉県保育料の一部貸付申込書
別紙	「保育士修学資金等貸付事業」の申込・利用にあたって 個人情報の取扱い
第2号様式	千葉県保育料の一部貸付承認（不承認）決定通知書
第3号様式	停止・再開・辞退等届
第4号様式	千葉県保育料の一部貸付契約解除通知書
第5号様式	千葉県保育料の一部貸付停止通知書
第6号様式	千葉県保育料の一部貸付再開通知書
第7号様式	千葉県保育料の一部貸付借用証書
第8号様式	千葉県保育料の一部貸付返還計画書
第9号様式	千葉県保育料の一部貸付返還猶予申請書
第10号様式	千葉県保育料の一部貸付返還猶予承認（不承認）通知書
第11号様式	千葉県保育料の一部貸付返還免除申請書
第12号様式	千葉県保育料の一部貸付返還免除承認（不承認）通知書
第13号様式	貸付契約事項変更届
第14号様式	連帯保証人変更申請書兼連帯保証書
第15号様式	連帯保証人変更承認（不承認）通知書
第16号様式	業務従事届（現況報告書・業務従事期間証明書）